

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 学校教育課

許認可等の内容		区域外就学の許可
根拠法令等及び条項		栃木市立小中学校通学区域に関する規則第5条及び第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市立小中学校通学区域に関する規則第5条及び第6条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 7年12月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市立小中学校通学区域に関する規則抜粋 (就学校変更の許可基準)</p> <p>第5条 就学校の変更は、次の各号のいずれかに該当する場合に許可することができる。</p> <p>(1) 学期途中の住所異動により通学区域を異にした場合において、原則として当該学期終了までとして就学校を変更する場合。ただし、小学校6学年及び中学校3学年になってからの場合は、学年終了までとする。</p> <p>(2) 学齢児童又は学齢生徒の諸事情により、他校での教育措置が適当であると当該学校長が認める場合</p> <p>(3) 障がい又は虚弱等により、就学校に通学することが困難と認める場合</p> <p>(4) 法第81条の規定による特別支援学級に入級する場合又は同条の入級者が住所異動により通学区域を異にした場合</p> <p>(5) 家屋新築等により学期途中での転校が見込まれる場合。ただし、当該建物に居住するまでの期間とする。</p> <p>(6) 栃木市立小学校小規模特認校実施要綱（平成24年栃木市教育委員会告示第21号）に定める小規模特認校への通学を希望している場合</p> <p>(7) 前号の小規模特認校を卒業する見込みの児童が、当該小規模特認校の通学区域に属する中学校への通学を希望している場合</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合</p> <p>(区域外就学)</p> <p>第6条 保護者が市外に住所を有する児童生徒等（以下「市外児童生徒等」という。）を小中学校に通学させようとするときは、区域外就学申請書（別記様式第3号）により申請を行うものとし、当該申請に係る許可の基準については、第5条の規定（第6号及び第7号を除く。）を準用する。この場合において、当該申請を行う保護者は、政令第</p>	

9条第1項の規定による届出を行わなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請に対して許可しようとするときは、あらかじめ、市外児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に区域外就学協議書（別記様式第4号）により協議するものとする。